

2023年、2024年問題に備える 働き方改革セミナー

「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されておりますが、2023年4月より、中小企業も、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上へ引き上げられます。また、2024年4月からは企業規模を問わず、建設業や運送業（自動車運転業務）へも時間外労働の上限規制が適用されます。この問題について、これまでに施行された働き方改革関連法の振り返りやこれから適用される働き方改革関連法のポイントと影響、また働き方改革の進め方について解説するセミナーを以下の通り実施いたします。ご関心のある方はぜひご参加ください。

日時 2023年2月3日（金） 14:00～16:00

会場 会場参加：名古屋商工会議所 3階 第5会議室（名古屋市中区栄二丁目10-19）
オンライン参加：zoomウェビナー

内容 ①全産業に既に施行されている働き方改革関連法の確認

②これから適用される働き方改革関連法のポイントと影響

・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ

（中小企業は2023年4月1日より施行。大企業は既に実施済。）

・時間外労働の上限規制

（企業規模を問わず建設業や運送業〔自動車運転業務〕は2024年4月1日より施行。

一部業種・業務を除いて、その他の大・中小企業は既に実施済。）

③働き方改革の進め方

※オンライン参加の方は質疑応答を行いません。

講師 Office Ban 伴人事労務研究所

特定社会保険労務士・中小企業診断士 伴由紀子 氏



定員 会場：先着40名／オンライン（zoomウェビナー）：先着50名

※オンライン参加の方は、音声出力可能なパソコンやスマートフォン等からご参加ください。

対象 経営者・経営幹部・人事担当者 等

※全業種対象ですが「時間外労働の上限規則」の説明は、建設業と運送業（自動車運転業務）をテーマとして取り上げます。

参加費 無料（1社複数名の参加の場合は、参加者数を調整させていただく場合がございます）

詳細 名古屋商工会議所HP内の詳細ページをご覧ください。

<https://www.nagoya-cci.or.jp/event/event-detail.html?eid=4336>

申込 上記詳細ページの「申込みサイト」もしくは右記QRコードよりお申込みください。

申込期限1/26（木）

※ホームページから申込みができない場合は①事業所名、②事業所名フリガナ、③住所、④参加者の部署・役職、⑤参加者氏名、⑥電話番号、⑦業種、⑧従業員数、⑨会場参加orオンライン参加をメールにてご連絡ください。



申込みはコチラ

留意事項 感染症対策についてご理解・ご協力をお願いします。

当日参加者ご自身での体温測定。発熱や咳など風邪の症状がある方は参加をお控えください。/

マスクの持参、会場内での常時着用。/入室前の手指消毒の実施。/休憩時間等における集団、大声での会話の自粛。

問合せ先 名古屋商工会議所 中小企業部 経営革新ユニット 東エリア担当 山本

TEL：052-223-5681 E-mail：s.yamamoto@nagoya-cci.or.jp